



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項の指定（総務私学課）…………… 1
- 土壤汚染対策法第11条第2項の規定による形質変更時要届出区域の指定の解除（環境保全課）…………… 1
- 民有保安林の指定の予定（森林管理課）…………… 2
- 特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧（漁港漁場課）…………… 2
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課）…………… 2

公 告

- 狩猟免許試験の実施（自然保護課）…………… 3
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 5

公安委員会事項

- 警備員指導教育責任者講習の実施…………… 6

監査委員事項

- 定期監査及び財政的援助団体等監査結果報告に基づく改善措置状況の通知に係る事項の公表…………… 8

収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定・4件……………25

告 示

沖縄県告示第340号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第3項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同条第2項の規定により知事に届け出る平成28年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定し、平成28年度の監査報告書から適用する。

なお、公認会計士又は監査法人の監査報告に係る監査事項の指定（昭和52年沖縄県告示第31号）は、廃止する。

平成29年 6 月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。

沖縄県告示第341号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成28年沖縄県告示第464号で指定した形質変更時要届出区域の全部の指定を次のとおり解除する。

平成29年 6 月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域 別紙図面のとおりに（「別紙図面」は、省略し、沖縄県環境部環境保全課において縦覧に供する。）

- 2 土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染対策法施行規則別表第6の5の項の下欄第1号に掲げる基準不適合土壌の掘削による除去

沖縄県告示第342号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成29年6月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定予定保安林の所在場所 宮古島市平良字荷川取川原806番1・809番・819番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第343号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定により琉球地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定める予定であるので、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 縦覧に供する書類の名称 特定漁港漁場整備事業計画書の案
- 2 縦覧の期間 平成29年6月20日から同年7月10日まで（土曜日及び日曜日並びに沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に定める慰霊の日を除く。）
- 3 縦覧の場所 沖縄県農林水産部漁港漁場課、沖縄県北部農林水産振興センター、沖縄県中部農林土木事務所、沖縄県南部農林土木事務所、沖縄県宮古農林水産振興センター及び沖縄県八重山農林水産振興センター
- 4 意見書の提出方法及び期限 特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。意見書は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県農林水産部漁港漁場課に提出すること。

沖縄県告示第344号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成25年沖縄県告示第248号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年6月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 9・7・1号沖縄都市モノレール
- 3 事業施行期間 平成25年4月12日から平成32年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 平成25年沖縄県告示第248号の事業地のうち、那覇市首里石嶺町1丁目及び首里石嶺町2丁目地内において事業地を変更する。
- (2) 使用の部分 なし

5 変更の内容 事業施行期間及び事業地の変更

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成29年6月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 日時及び場所

日時	場所	
	会場名	所在地
平成29年9月15日（金曜日）9時から18時30分まで	沖縄県庁4階講堂	那覇市泉崎1丁目2番2号
	沖縄県八重山合同庁舎2階大会議室	石垣市字真栄里438番地1

- 2 受験手続 狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書を平成29年8月1日（火曜日）から同月31日（木曜日）までに沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課（電話番号0980-52-2832）、沖縄県南部林業事務所（電話番号098-941-2583）、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課（電話番号0980-72-2365）又は沖縄県八重山農林水産振興センター（電話番号0980-82-3043）に提出すること。

- 3 その他 詳細については、沖縄県環境部自然保護課（電話番号098-866-2243）に問い合わせること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成29年6月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成29年2月8日

(2) 商号名 南栄工業株式会社

(3) 代表者名 長嶺由浩

(4) 所在地 与那原町字上与那原399番地1

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第12087号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業の一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成29年1月23日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

- 2 (1) 処分をした年月日 平成29年2月8日

(2) 商号名 大地建設株式会社

(3) 代表者名 元吉裕一

(4) 所在地 石垣市字新川2318番地16

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第8676号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック

工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成29年1月24日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。

3(1) 処分をした年月日 平成29年2月8日

(2) 商号名 株式会社リョウエンタープライズ

(3) 代表者名 吉山亮太

(4) 所在地 沖縄市字登川3231番地1

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第11655号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち鋼構造物工事業及びしゅんせつ工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成29年1月24日付けで、建設業法第12条に基づき鋼構造物工事業及びしゅんせつ工事業を廃止した旨の届出があった。

4(1) 処分をした年月日 平成29年2月13日

(2) 商号名 株式会社安永建築

(3) 代表者名 安永尚利

(4) 所在地 中城村字南上原1051番地2

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第12223号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成29年1月24日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。

5(1) 処分をした年月日 平成29年2月13日

(2) 商号名 株式会社蓬莱

(3) 代表者名 兼城誠

(4) 所在地 浦添市字前田1140番地

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-27) 第7250号、許可(般-27) 第7250号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業並びに大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成29年1月25日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業並びに大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業を廃止した旨の届出があった。

6(1) 処分をした年月日 平成29年2月13日

(2) 商号名 有限会社梅田組

(3) 代表者名 梅田隆廣

(4) 所在地 沖縄市古謝津嘉山町17番18号

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第4224号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成29年1月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

7(1) 処分をした年月日 平成29年2月13日

(2) 商号名 有限会社日新工業

(3) 代表者名 新城貞光

(4) 所在地 沖縄市美原二丁目8番20号

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第7869号

- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年1月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成29年2月13日
- (2) 商号名 株式会社R I S Eコーポレーション
- (3) 代表者名 山城昇
- (4) 所在地 糸満市字糸満1943番地54
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第12329号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年1月31日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成29年2月15日
- (2) 商号名 大原建装工業
- (3) 代表者名 伊良部和孝
- (4) 所在地 北中城村字屋宜原245番地7
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第6228号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年1月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成29年2月22日
- (2) 商号名 広和建设
- (3) 代表者名 古謝和也
- (4) 所在地 嘉手納町字水釜129番地10
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第11894号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年2月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年6月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年5月26日 沖縄県指令土第472号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字照屋636番の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平625番地の5 コーポ光301号 前川孝太
- 5 検査済証番号 平成29年6月9日 第4379号
- 6 工事完了年月日 平成29年5月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年6月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年1月16日 沖縄県指令土第11号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字与那覇345番及び字宮城348番11
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮城405番地 山内敏弘
 5 検査済証番号 平成29年6月9日 第4380号
 6 工事完了年月日 平成29年5月17日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第113号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成29年6月20日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
 (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	平成29年8月2日（水曜日）から同月9日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	午前9時から午後5時まで（平成29年8月9日にあつては、午後3時55分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階視聴覚教室
	【考査】8月9日（水曜日）	午後4時20分から午後6時まで	

(2) 追加取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	平成29年8月7日（月曜日）から同月9日（水曜日）まで	午前9時から午後5時まで（平成29年8月9日にあつては、午後3時55分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階視聴覚教室
	【考査】8月9日（水曜日）	午後4時20分から午後4時55分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 30人
 (2) 追加取得講習 15人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第1号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。
 ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」とい

う。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に合格した者

オ 旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講申込みに必要な書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。) 1通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 新規取得講習

(ア) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

(ア) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

(1) 受付期間

講習の受付期間及び受付時間は、平成29年6月26日(月曜日)から同月30日(金曜日)までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課(係)又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課(係)又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望

者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料47,000円又は追加取得講習手数料23,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手料金は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。

(2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。

(3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032又は3034) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課(係)

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第6号

定期監査及び財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年6月20日

沖縄県監査委員	當	間	秀	史
沖縄県監査委員	鈴	木	啓	子
沖縄県監査委員	嘉	陽	宗	儀
沖縄県監査委員	具	志	堅	透

第1 定期監査の結果に基づき講じた措置

<財務・事務に関する事項>

(平成26年度監査結果報告分)

1 財産の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

学校用地として借り受けている国有地について、土地の賃借権は公有財産に該当しないにもかかわらず行政財産の目的外使用許可により第三者に使用させていた。

また、借地を転貸するには賃貸人の承諾が必要であるが、承諾を得ていなかった。

(宮古総合実業高等学校)

(2) 講じた措置の内容

国の取扱通知により転貸の承諾は不要であることを確認し、当該第三者と平成28年10月1日付けで土地賃貸借契約を締結した。

(平成27年度監査結果報告分)

【各部局共通】

1 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

支出負担行為に係る事務が適正でないものが次のとおりあった。

ア 請負契約又は購入契約に係る支出負担行為の決議は、契約を締結するときに、見積書、契約書案等の必要書類を添付した支出負担行為書によってしなければならないが、契約期間終了後又は納品後に決議を受けていたもの

- ・知事公室（消防学校）
- ・総務部（宮古事務所総務課）
- ・子ども生活福祉部（中央児童相談所）
- ・農林水産部（栽培漁業センター）
- ・教育庁（保健体育課）

イ 部局においては、100万円以上の委託料又は補助金の支出負担行為をしようとするときは、事前に出納機関に合議しなければならないが、合議していなかったもの

- ・企画部（総合情報政策課）
- ・保健医療部（保健医療政策課及び健康長寿課）

・教育庁（保健体育課）

ウ 請負契約に係る支出負担行為の決議は、契約を締結するときに、見積書、契約書案等の必要書類を添付した支出負担行為書によってしなければならないが、契約締結後に決議を受けていたもの

・文化観光スポーツ部（スポーツ振興課）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）に基づき適正な時期に支出負担行為を整理するとともに、事前の出納機関への合議にも留意し、適正な事務処理に努めている。

2 支払遅延により不経済支出となっていたもの

(1) 指摘の内容

早取期限を過ぎて電気料金を支払ったため、遅取加算額が生じ、不経済な支出となっているものが次のとおりあった。

・農林水産部（北部農林水産振興センター家畜保健衛生課 7,201円、水産海洋技術センター 16,346円、中央家畜保健衛生所 4,921円）

・土木建築部（中部土木事務所 101,831円、下水道管理事務所 1,359,200円）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、複数の者による支払期日の確認等、適正な事務処理に努めている。

【総務部】

1 調定事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

建物貸付料（9,128,827円）において、契約では平成27年4月30日までに貸付料を納付させることとなっているが、事務処理の遅れにより、納入期限を同年8月10日とした納入通知書を同月4日に発行していた。（職員厚生課）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、契約内容を十分確認し、適正な事務処理に努めている。

2 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりあった。

ア 県税 (円、%)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成27年度	117,583,074,701	115,563,248,601	178,545,201	1,955,777,006	98.3
平成26年度	104,667,724,425	102,402,410,486	269,161,561	2,143,661,119	97.8
対前年度比	112.3	112.9	66.3	91.2	—

(税務課、各県税事務所、自動車税事務所、宮古及び八重山事務所県税課)

事 項	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額の対前年度増加率	
イ 退職手当返納	21,651,181円	100.0%	皆増	(人事課)
ウ 土地貸付料	54,921,200円	7.0%	△24.2%	(管財課)
エ 所有者不明土地貸付料	9,697,510円	33.6%	2.6%	(管財課)

(2) 講じた措置の内容

ア 県民の納期内納付の促進のための広報活動や滞納処分の強化、滞納者の実情に即した滞納整理を図ることにより、収入未済額の縮減に努めている。

なお、県税収入未済額の77.8%を占める個人県民税について、以下のとおり徴収対策を実施した。

(ア) 県税事務所等の所管区域ごとに運営されている個人住民税徴収対策協議会を通して市町村との緊密な連携を図っている。

(イ) 県税事務所等の所管市町村について、必要な場合は、県職員の併任発令（平成19年度以降）、実務研修生の受入れ（平成21年度以降）、地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく直接徴収（平成17年度以降）、共同催告などの支援を行っている。

(ウ) 沖縄県市町村税徴収対策支援本部及び各市町村と連携し、特別徴収制度の適正実施の促進を

図っている。

(エ) その他、市町村職員への滞納処分の実務指導や事例研究会を開催して、知識の蓄積に努めている。

イ 退職手当返納については、債務者に対して督促等を行ったが納入がなかったため、平成28年第6回議会において訴えの提起の議決を経て、平成29年3月1日付けで裁判所に提訴した。

ウ 土地貸付料については、引き続き債権管理回収業者へ委託し、徴収の強化を図るとともに、随時、電話催告及び納入指導を行った。徴収困難な事案については、滞納催告集中期間を設定し、夜間による催告及び納入指導を行った。長期高額滞納者については、呼出しによる個別面談を行い、催告及び納入指導を行った。

エ 所有者不明土地貸付料については、納付を求める文書の発送、電話による納入催告を行った。

3 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりであった。

ア 期末勤勉手当の支給に当たって、育児短時間勤務による除算期間の算定を誤ったため、期末手当101,737円の不足払い、勤勉手当62,287円の過払いとなっていた。(総務私学課)

イ 扶養手当の支給に当たって、別居する母への送金の事実を客観的に確認できる書類が1箇月分の振込証のみとなっており、年間を通した扶養事実の確認ができないにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で94,901円の過払いとなっていた。

(行政管理課総務事務センター)

ウ 扶養手当の支給に当たって、配偶者が就職により月々恒常的に年所得限度額の12分の1以上の収入を得ることとなり、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で108,875円の過払いとなっていた。(行政管理課総務事務センター)

(2) 講じた措置の内容

期末手当の不足払い並びに扶養手当、期末手当及び勤勉手当の過払いについては、支給又は返納の処理を行った。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号)に基づき適正な事務処理に努めている。

4 旅費が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

ホテルパックの基本料金を、航空賃のみの金額と誤ったため、2名分32,200円が過払いとなっていた。(宮古事務所総務課)

(2) 講じた措置の内容

旅費の過払いについては、返納の処理を行った。

指摘後、旅費の支給に当たっては、沖縄県職員の旅費に関する条例(昭和47年沖縄県条例第49号)に基づき適正な事務処理に努めている。

5 補助金等の執行が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

沖縄県自主研究グループ活動助成金の執行において、当該助成金の交付申請前に行う活動計画書の審査決定を交付決定と錯誤し、交付決定を行わないまま助成金の支出等を行っていた。

(自治研修所)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、複数の職員で確認を行うなど、沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号)等に基づき適正な事務処理に努めている。

6 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

宮古合同庁舎の警備業務委託において、警備業務の発生しない平日日勤を含めた誤った人件費により予定価格等を積算していた。(宮古事務所総務課)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、複数の職員で積算の確認を行うなど、適正な予定価格等の積算に努めている。

7 基金の運用が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

沖縄県私立学校施設改築促進事業基金について、必要な運用手続を行わなかったため、利子収入が得られなかった。(総務私学課)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、速やかに手続を行い、平成28年8月31日から運用を開始した。

【企画部】**1 給与が過払いとなっていたもの**

(1) 指摘の内容

勤勉手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得したことにより、基準日以前6箇月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、160,203円の過払いとなっていた。(交通政策課)

(2) 講じた措置の内容

勤勉手当の過払いについては、返納の処理を行った。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例に基づき適正な事務処理に努めている。

2 財産の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

委託事業により取得した財産（中間サーバー接続端末一式537,840円）について、備品登録をしていなかった。(総合情報政策課)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、速やかに備品登録を行い、適正な財産管理に努めている。

【環境部】**1 給与が不足払いとなっていたもの**

(1) 指摘の内容

期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、採用前に沖縄県職員（学校事務）として勤務していた期間を在職期間に含めていなかったため、250,663円の不足払いとなっていた。(自然保護課)

(2) 講じた措置の内容

期末手当及び勤勉手当の不足払いについては、支給の処理を行った。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例に基づき適正な事務処理に努めている。

【子ども生活福祉部】**1 徴収に努力を要するもの**

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 生活保護費返還金	104,204,804円	55.7%	4.8%
(福祉政策課及び各福祉事務所)			
イ 母子父子寡婦福祉資金			
貸付金元利収入	145,399,181円	53.5%	△15.6%
違約金及び延納利息	1,597,475円	43.2%	△22.3%
(青少年・子ども家庭課及び各福祉事務所)			
ウ 児童扶養手当返還金	44,810,548円	79.2%	△2.0%
(青少年・子ども家庭課)			

(2) 講じた措置の内容

ア 生活保護費返還金については、本庁及び各福祉事務所との意見交換・情報共有を行い、関係職員による連携を図りながら、生活保護費返還金等債権管理マニュアルに基づいた適切な債権管理の推進及び返還金の縮減に努めた結果、平成29年3月31日時点において、4,610,875円を回収するとともに、19,646,563円を履行延期承認し、6,964,581円を不納欠損処理した。

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入等については、沖縄県母子父子寡婦福祉資金償還推進マニュアルに基づき、適正な債権管理に努めている。また、償還率の改善を推進するため、口座引落としを利用した納付の促進、債権回収会社への委託、各福祉事務所間の情報共有・連携等の取組を行った結果、平成29年3月31日時点において、23,673,672円を回収するとともに、3,148,400円を履行延期承認し、1,383,567円を不納欠損処理した。

ウ 児童扶養手当返還金については、手当受給者に対し必要な届出について周知等を行い、債権発生 of 未然防止に努めている。また、滞納者に対しては、児童扶養手当返還金債権管理マニュアルに基づき、督促状の発出や電話、訪問等の催告を行った結果、平成29年3月31日時点において、108,840円を回収し、4,558,690円を不納欠損処理した。

2 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 時間外勤務手当の支給に当たって、支給時間数の算定を誤ったことや、月60時間を超えた時間外勤務に必要な支給割合の引上げを行っていないため、職員Aについて186,369円、職員Bについて168,940円、職員Cについて140,165円、職員Dについて61,893円の不足払いとなっていた。

(青少年・子ども家庭課)

イ 時間外勤務手当の支給に当たって、月60時間を超えた時間外勤務に必要な支給割合の引上げを行っていないため、38,150円の不足払いとなっていた。

(子育て支援課)

ウ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6箇月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず、同手当を支給したため職員Aについて41,674円、職員Bについて9,356円の過払いとなっていた。

また、期末手当の支給に当たって、除算期間の算定を誤ったため職員Aについて136,137円、職員Bについて91,691円の不足払いとなっていた。

(平和援護・男女参画課)

エ 勤勉手当の支給に当たって、産前・産後休暇の期間を誤って在職期間から除算したため、141,806円の不足払いとなっていた。

(コザ児童相談所)

(2) 講じた措置の内容

時間外勤務手当、勤勉手当及び期末手当の不足払い並びに勤勉手当の過払いについては、支給及び返納の処理を行った。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例に基づき適正な事務処理に努めている。

【保健医療部】

1 予算執行伺がなされていなかったもの

(1) 指摘の内容

平良川駐在所跡地の測量業務（土地境界復元業務）委託について、予算を執行しようとするときは、予算執行伺を行う必要があるが、なされていなかった。

(中部保健所)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則に基づき、適正な事務処理に努めている。

2 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇の期間を誤って在職期間から除算したため、67,580円の不足払いとなっていた。

(衛生環境研究所)

イ 期末手当の支給に当たって、育児休業の承認期間が1箇月を超えるにもかかわらず、除算の対象外としたため、職員Aについては63,173円、職員Bについては74,853円の過払いとなっていた。

(南部保健所)

(2) 講じた措置の内容

勤勉手当の不足払い及び期末手当の過払いについては、支給及び返納の処理を行った。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例に基づき適正な事務処理に努め

ている。

3 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 准看護師試験管理システム機器等の賃貸借及び保守に関する契約（執行予定額1,026,432円）において、正式な見積書を徴取せず、予算執行同時の参考見積書をもって契約を締結していた。

（保健医療政策課）

イ 低床3モーターベッド等備品購入（494,640円）について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続もされていなかった。

（看護大学）

ウ フラクションコレクター一式購入（670,680円）について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続もされていなかった。

（衛生環境研究所）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、チェック体制の強化等を図り、沖縄県財務規則に基づき適正な事務処理に努めている。

【農林水産部】

1 予算の執行時期が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

塵芥運搬業務委託契約において、長期継続契約に必要な事務手続等を行っていないにもかかわらず、年度開始前に指名競争入札を実施していた。

（病害虫防除技術センター）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）等に基づき、適正な事務処理に努めている。

2 調定事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

研究棟及び圃場の使用料算定において、その積算根拠となる建物・敷地の価格改定がされていたにもかかわらず旧価格で積算を行ったため、255,549円の過徴収が生じていた。

（農業研究センター）

(2) 講じた措置の内容

公有財産の使用許可に係る土地及び建物の使用料の過徴収については、返還の処理を行った。

指摘後、沖縄県行政財産使用料条例（昭和47年沖縄県条例第68号）等に基づき適正な事務処理に努めている。

3 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率	
ア 農業改良資金				
貸付金元利収入	413,354,007円	85.7%	△7.2%	
違約金及び延納利息	78,816,382円	98.9%	△0.0%	(農政経済課)
イ 林業・木材産業改善資金				
貸付金元利収入	39,636,666円	74.6%	△4.6%	
違約金及び延納利息	238,528円	100.0%	0.0%	(森林管理課)
ウ 沿岸漁業改善資金				
貸付金元利収入	48,134,269円	69.2%	△4.2%	
違約金及び延納利息	846,782円	28.0%	△13.3%	(水産課)

(2) 講じた措置の内容

ア 農業改良資金貸付金元利収入等については、滞納者に対して面接を行い、分割償還を促すとともに、債権回収会社を活用するなど回収に努めた結果、平成29年3月31日時点で26,998,500円を回収した。

イ 林業・木材産業改善資金貸付金元利収入等については、滞納者に対して分割償還を促すとともに

に、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、平成29年3月31日時点で1,646,000円を回収した。

ウ 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入等については、滞納者に対して分割償還等の指導や督促を行うとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、平成29年3月31日時点で、2,718,341円を回収した。

4 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

狩猟免許登録申請101件181,800円、狩猟免許更新申請111件321,900円、狩猟免許試験申請62件314,600円の手数料について、証紙収納簿への登記が行われていなかった。(南部林業事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県証紙条例施行規則(昭和48年沖縄県規則第13号)に基づき、未登記分の収納簿登記を行い、適正な事務処理に努めている。

5 給与の支給事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

有害薬物取扱手当については、該当する所属の職員が、毒物又は劇物を利用して理化学的試験研究等に従事した際に支給する必要があるが、特殊勤務実績簿が整備されておらず、支給もされていなかった。

(北部農林水産振興センター家畜保健衛生課、宮古農林水産振興センター農業改良普及課及び宮古農林水産振興センター家畜保健衛生課)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、特殊勤務実績簿を整備し、沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年沖縄県条例第65号)等に基づき手当を支給している。

6 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりであった。

ア 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間の算定を誤ったため、66,099円の過払いとなっていた。(漁港漁場課)

イ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、育児短時間勤務による除算期間の算定を誤ったため、55,100円の過払いとなっていた。(南部農業改良普及センター)

ウ 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇期間が週休日等を除き30日以内であるにもかかわらず在職期間から除算して算定したため、63,756円の不足払いとなっていた。(南部農林土木事務所)

エ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得したことにより、基準日以前6箇月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、39,270円の過払いとなっていた。(南部林業事務所)

オ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、県を退職して再任用された職員について、退職前の勤務期間を在職期間に算入していなかったため、112,015円の不足払いとなっていた。

(栽培漁業センター)

(2) 講じた措置の内容

期末手当及び勤勉手当の過払い及び不足払いについては、支給又は返納の処理を行った。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

7 旅費が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

県内旅行の場合、路程(起点間の距離)が50キロメートル以上となる旅行については旅行雑費を300円加算することができるが、路程が50キロメートル未満の場合でも実際の移動距離が50キロメートル以上だった場合に旅行雑費を加算して旅費を支給していた。(中央家畜保健衛生所)

(2) 講じた措置の内容

旅費の過払いについては返納の処理を行った。

指摘後、旅費の支給に当たっては、沖縄県職員の旅費に関する条例に基づき適正な事務処理に努め

ている。

8 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 出納員の資金前渡口座に内容が不明な8,560円の残高があった。

(北部農林水産振興センター家畜保健衛生課)

イ 資金前渡口座から自動引落しとなっている電気料金等について、沖縄県財務規則第70条ただし書の規定による精算がなされていなかった。

(家畜改良センター及び栽培漁業センター)

(2) 講じた措置の内容

ア 年末調整で還付が漏れていた職員に対して、5,000円の還付を行い、3,560円については、雑入の処理を行った。

イ 指摘後、沖縄県財務規則に基づき、適正な事務処理に努めている。

9 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 北部家畜保健衛生所機械警備業務委託（執行予定額583,200円）及び自動車賃借料（執行予定額785,376円）において、予算執行同時の参考見積書をもって契約を締結していた。

(北部農林水産振興センター家畜保健衛生課)

イ 給水設備改修工事に係る漏水調査業務委託（執行予定額982,800円）について、予算執行同時の参考見積書をもって契約を締結していた。

(家畜改良センター)

ウ プロッターの長期継続契約（執行予定額497,664円）において、予算執行同時の参考見積書をもって契約を締結していた。

(南部林業事務所)

エ パソコンの長期継続契約（執行予定額835,920円）において、2者以上から見積書を取らなければならないが、特別な事情がないにもかかわらず1者から見積書を取っていた。

(南部林業事務所)

オ サーバー及びパソコンの契約において、再リース契約にもかかわらず、新規契約時とほぼ同額の月額リース料（新規契約時42,000円、再リース契約時41,985円）で随意契約を行っていた。

(南部林業事務所)

(2) 講じた措置の内容

アからエまで 指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

オ 指摘後、契約額について十分に確認を行うなど、適正な予算執行に努めている。

10 契約方法について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

ア 消耗品の購入に当たって、一括購入が可能であるにもかかわらず、5日間で同一業者に4回発注（合計137,268円）していた。

(北部農林水産振興センター家畜保健衛生課)

イ ポンプ・ブローア類保守点検業務委託（執行予定額911,520円）及び計装設備定期保守点検業務委託（執行予定額615,600円）について、一括して入札に付すことが可能であるにもかかわらず、同一業者と別々に随意契約を締結していた。

(栽培漁業センター)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、可能なものについては一括して入札等を行うなど経済的な予算執行に努めている。

11 公用車の利活用が図られていなかったもの

(1) 指摘の内容

公用車の年間稼働日数が各28日と少なく、利活用が図られていなかったものが2台あった。

(宮古農林水産振興センター農業改良普及課及び宮古農林水産振興センター農林水産整備課)

(2) 講じた措置の内容

1台については、不具合箇所の修繕を行い、利活用に努めた結果、稼働日数は176日となっている。

他1台については、車体の老朽化により廃車の手続を行った。

【商工労働部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する	収入未済額の

		収入未済額の割合	対前年度増加率
ア	小規模企業者等設備導入資金		
	貸付金元利収入	3,815,332,633円	90.6%
	違約金及び延納利息	50,715,275円	100.0%
			(中小企業支援課)
イ	賃貸工場施設使用料	31,859,000円	11.0%
			(企業立地推進課)
ウ	沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区		
	使用料相当損害金等	37,771,636円	100.0%
			(企業立地推進課)

(2) 講じた措置の内容

ア 小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入については、債権管理マニュアルに基づき、貸付先の実態に対応した債権管理を行うとともに、一部の債権について債権回収会社へ委託し回収の強化を図った結果、平成28年度は、平成29年3月31日時点で元利収入375,635,837円を回収した。

引き続き、平成28年度に策定された「適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル」に従い、適正な債権管理に努めていく。

イ 賃貸工場施設使用料については、沖縄県特別自由貿易地域内工場施設料等の滞納事務処理要領に基づき債務者及び連帯保証人に対し納付指導を行った結果、平成29年3月31日時点で100,000円を回収した。

今後は、平成28年度に策定された「適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル」に従い、適正な債権管理に努めていく。

ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区使用料相当損害金等については、これまで滞納整理事務処理要領に基づき、債務者に対し電話による催告を行ってきた。

今後は、平成28年度に策定された「適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル」に従い、適正な債権管理に努めていく。

2 給与が不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 時間外勤務手当の支給に当たって、月60時間を超えた時間外勤務に必要な支給割合の引上げを行っていなかったため、42,956円の不足払いとなっていた。(企業立地推進課)

イ 時間外勤務手当の支給に当たって、月60時間を超えた時間外勤務に必要な支給割合の引上げを行っていなかったため、45,158円の不足払いとなっていた。(情報産業振興課)

ウ 期末手当及び勤勉手当の在職期間の算定に当たって、1箇月に満たない期間が2以上ある場合は、合算した上で30日を1箇月として算定すべきところを、30日(1箇月未満)のままで算定したため、86,730円の不足払いとなっていた。(工業技術センター)

(2) 講じた措置の内容

時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当の不足払いについては、支給の処理を行った。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例に基づき適正な事務処理に努めている。

【文化観光スポーツ部】

1 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

時間外勤務手当の支給に当たって、支給時間数の算定を誤ったことにより、35,744円の過払いとなっていた。(観光振興課)

(2) 講じた措置の内容

時間外勤務手当の過払いについては、返納の処理を行った。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例に基づき適正な事務処理に努めている。

2 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ビジネスデスクの購入（249,372円）について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手續もされていなかった。（観光振興課）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、予算執行に係る課内のチェック体制を整えるとともに、契約書の作成などに当たっては、沖縄県財務規則に基づき適正な事務処理に努めている。

3 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

消防計画に基づき消火、通報及び避難訓練を年1回以上実施しなければならないが、実施していなかった。（芸術大学）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、消防計画に基づき、消火、通報及び避難訓練を実施した。

【土木建築部】**1 予算の執行時期が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

車両燃料等売買単価契約において、長期継続契約の対象ではないにもかかわらず、年度開始前に入札及び契約を行っていた。（八重山土木事務所）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則に基づき、適正な事務処理に努めている。

2 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っており、前年度より増加しているものが次のとおりであった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率	
ア 県営住宅使用料	712,532,876円	12.6%	0.5%	(住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	36,575,162円	10.9%	1.5%	(住宅課)

(2) 講じた措置の内容

ア 県営住宅使用料については、滞納者への督促、催告及び納付誓約の遵守など現行の取組を強化するとともに、生活困窮等により納付困難に陥っている入居世帯に対しては、家賃減免制度や生活困窮者自立支援等福祉施策制度の周知及び普及啓発を図り、世帯状況に応じた納付指導等の実施により、新たな未収金の発生防止に努めている。

また、過年度分の回収困難な債権については、債権回収会社への業務委託を引き続き行うとともに、弁護士による退去滞納者の所在・財産等を把握する取組を新たに実施することで、徴収の強化及び適切な債権管理につなげていく。

イ 県営住宅駐車場使用料については、車両変更等諸手續の際の滞納者への納付指示の徹底、指定管理者を通じた督促の強化、長期滞納者に対する事情聴取の実施等により、入居者全体の納付意識の向上に努めている。

また、過年度分の回収困難な債権については、債権回収会社への業務委託を引き続き行うとともに、弁護士による退去滞納者の所在・財産等を把握する取組を新たに実施することで、徴収の強化及び適切な債権管理につなげていく。

3 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

屋外広告物許可申請において、申請書を受理したときに、貼り付けられた証紙に消印を押さなければならないが、許可書交付の際に消印を押していた。（南部土木事務所）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）に基づき、適正な事務処理に努めている。

4 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

通勤手当の支給に当たって、支給単位期間中に、休暇、休職等により月の全日数通勤しない場合、定期券を払い戻して得られることとなる額（38,510円）を返納させる必要があるが、なされていなかった。
(空港課)

(2) 講じた措置の内容

通勤手当の過払いについては、返納の処理を行った。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例に基づき適正な事務処理に努めている。

5 その他支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

土地家屋調査士への委託料の支払いに当たって、所得税等を源泉徴収せずに支払っていた。

(八重山土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、所得税法（昭和40年法律第33号）等に基づき、適正な事務処理に努めている。

6 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 借上公舎を明け渡す際、賃貸借契約に基づき入居時に支払った敷金（65,000円）の精算及び返還が行われていなかった。
(土木総務課)

イ 燃料費の単価契約において、予算執行伺前の参考見積により契約業者を選定し、予算執行に当たっては、1者との随意契約を行っていた。
(下水道建設事務所)

(2) 講じた措置の内容

ア 未返還の敷金について、不動産会社へ返還請求を行い、65,000円を収納した。

イ 指摘後、沖縄県財務規則に基づき、適正な事務処理に努めている。

7 財産の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

沖縄都市モノレール記録映画撮影業務委託（平成26年度）で取得した記録映像（取得金額3,963,384円）について、備品登録が行われていなかった。
(都市モノレール建設事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、速やかに備品登録を行い、適正な財産管理に努めている。

8 公用車の利活用が図られていなかったもの

(1) 指摘の内容

公用車の年間稼働日数が41日と少なく、利活用が図られていなかったものが1台あった。

(北部土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

当該公用車については老朽化により、平成28年度で廃車とした。

【病院事業局】**1 予算の執行時期が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

ア 清掃業務請負契約及び設備保守管理業務委託において、長期継続契約に必要な事務手続等を行っていないにもかかわらず、年度開始前に入札を行い業者を選定していた。
(中部病院)

イ 清掃、ボイラー及びエレベーターの設備管理並びに警備及び駐車場の管理に係る契約において、長期継続契約に必要な事務手続等を行っていないにもかかわらず、年度開始前に入札を行い業者を選定していた。
(南部医療センター・こども医療センター)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県病院事業局財務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号）に基づき、適正な事務処理に努めている。

2 予算執行伺をしていなかったもの

(1) 指摘の内容

医療用消耗備品の購入について、予算を執行しようとするときは、予算執行伺を行う必要があるが、なされていなかった。
(南部医療センター・こども医療センター)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県病院事業局財務規程に基づき、適正な事務処理に努めている。

3 医業未収金の徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

平成27年度末における医業未収金（個人負担分）は1,930,591,410円となっており、前年度末より1,363,548円（0.1%）増加し多額となっていた。（県立病院課及び各県立病院）

(2) 講じた措置の内容

未収金の発生防止対策として、窓口での保険証や連絡先の確認徹底、各種公的負担制度の説明と活用促進などに取り組んでいる。

未収金の回収強化については、北部病院及び南部医療センター・こども医療センターに続き、精和病院及び中部病院でコンビニ納付を新たに導入した。

4 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっているものが次のとおりであった。

ア 通勤手当の支給に当たって、休暇等により月の初日から末日まで1日も通勤していないにもかかわらず同手当を支給したため、92,940円の過払いとなっていた。（北部病院）

イ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6箇月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、職員Aについて86,601円、職員Bについて39,909円、職員Cについて129,595円、職員Dについて134,818円の過払いとなっていた。（中部病院）

ウ 勤勉手当の支給に当たって、介護休暇取得者の除算期間の算定を誤ったため、32,984円の不足払いとなっていた。（南部医療センター・こども医療センター）

エ 勤勉手当の支給において、産後休暇に引き続き育児休業を取得したことにより、基準日以前6箇月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、118,562円の過払いとなっていた。（八重山病院）

(2) 講じた措置の内容

勤勉手当の不足払い並びに通勤手当及び勤勉手当の過払いについては、支給及び返納の処理を行った。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）に基づき、適正な事務処理に努めている。

5 その他支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 平成27年度末現在の預り金残高について、払出し状況及び内容を確認したところ、財務システム変更時の処理誤り等があった。（中部病院）

イ 平成27年度末現在の預り金残高について、払出し状況及び内容を確認したところ、給与改定に伴う社会保険料の未処理分等があった。（宮古病院）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、処理誤り等を順次処理し、沖縄県病院事業局財務規程に基づき、適正な事務処理に努めている。

6 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

給食材料（肉類等）の購入に係る単価契約において、予算執行伺で決裁を受けた執行予定額を超える金額で、予定価格調書を作成していた。（精和病院）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県病院事業局財務規程に基づき、適正な事務処理に努めている。

7 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 全身麻酔器の購入（執行予定額6,134,400円）について、予算執行伺において沖縄県病院事業局事務決裁規程（平成18年病院事業局管理規程第6号）に基づく専決者の決裁を受けていなかったり、予定価格調書の契約担当者の署名及び押印がされていなかった。

また、契約締結後に見積書を取ったり、契約の期限までに納品されないにもかかわらず契約変更等を行っていない等の不適正な事務となっていた。(中部病院)

イ 画像診断装置機能拡張一式(執行予定額54,000,000円)及び病院内情報システム保守業務委託(執行予定額49,818,240円)の調達において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約であることから、随意契約の相手方を決定したときから72日以内に沖縄県公報により契約者名等を公示しなければならないが、なされていなかった。(中部病院)

ウ デスクトップPCレンタル(7,415,520円)及びオーダーリングシステムサーバ賃借料(26,792,200円)について契約書、予算執行同等の関係書類を紛失していた。(中部病院)

エ 第一駐車場整備工事(執行予定額2,268,000円)、NICU改修工事(執行予定額14,040,000円)、滅菌保管組立て室空調機器改修工事(執行予定額1,071,900円)及びPICU家族控室増築工事(執行予定額6,987,600円)において、予算執行伺前の参考見積により契約業者を決定し契約していた。(南部医療センター・こども医療センター)

(2) 講じた措置の内容

ア 指摘後、沖縄県病院事業局事務決裁規程及び沖縄県病院事業局財務規程に基づき、適正な事務処理に努めている。

イ 指摘後、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令に基づき、適正な事務処理に努めている。

ウ 指摘後、沖縄県病院事業局文書管理規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第7号)に基づき、適正な文書管理に努めている。

エ 指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づき、適正な事務処理に努めている。

8 契約方法について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

EV前区画工事2期(2件、合計3,446,496円)及び内視鏡室改修工事(4件、合計4,762,800円)について、各工事において一括して競争入札に付することが可能であるにもかかわらず、同一業者と別々に随意契約を行っていた。(中部病院)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、可能なものについては一括して入札を行うなど経済的な予算執行に努めている。

【議会事務局】

1 給与が不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

勤勉手当の支給に当たって、産前産後休暇の期間を誤って在職期間から除算したため、62,118円の不足払いとなっていた。(議会事務局)

(2) 講じた措置の内容

勤勉手当の不足払いについては、支給の処理を行った。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例に基づき適正な事務処理に努めている。

【教育庁】

1 給与の支給事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対し、超過して勤務した全時間について支給するものであるが、同手当の支給に当たり、時間外勤務命令簿が作成されていなかった。(宮古教育事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、時間外勤務命令簿を作成し、沖縄県教育委員会職員服務規程(昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号)に基づき適正な事務処理に努めている。

2 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過払いとなっているものが次のおりあった。

ア 扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当、期末手当の合計で392,600円の過払いとなっていた。

(那覇教育事務所)

イ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休暇を取得したことにより基準日以前6箇月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、91,912円の過払いとなっていた。

(陽明高等学校)

ウ 管理職手当の支給に当たって、私傷病により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は支給できないが、同手当を支給したため、197,400円の過払いとなっていた。

(2) 講じた措置の内容

扶養手当、勤勉手当及び管理職手当の過払いについては、返納の処理を行った。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

3 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 裁判所からの仮差押決定に基づき給与及び退職手当1,796,040円を資金前渡口座で保管していたが、当該仮差押決定の取下げ通知を受領後も、5箇月以上本人への支給を行っていなかった。

(学校人事課)

イ 児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童手当は、毎年2月、6月及び10月の3期、それぞれの前月までの分を支払う必要があるが、平成27年10月の児童手当の支給において、現金支給となっていた職員2名分の手当(160,000円)が、資金前渡口座へ入金されているのに気が付かず、翌月まで支給されていなかった。

(陽明高等学校)

(2) 講じた措置の内容

ア 資金前渡口座に保管されていた差押金については、指摘後速やかに本人へ支給した。

イ 指摘後、児童手当の支給に当たっては、児童手当法に基づき適正な事務処理に努めている。

4 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

学校給食及び舎食調理業務等委託において、予定価格(26,909,315円)及び契約額(26,784,000円)が、執行予定額(25,750,000円)を上回っていた。

(島尻特別支援学校)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則に基づき、適正な事務処理に努めている。

5 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 借受教職員住宅賃貸契約(執行予定額708,000円)において、見積書を徴取する必要があるが、徴取していなかった。

(宮古教育事務所)

イ 電子式直線ミシン5台(216,000円)について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続もなされていなかった。

(真和志高等学校)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則に基づき、適正な事務処理に努めている。

6 財産の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

取得後17年を経過した機械式ジャガード装置(4,231,500円)、織機(3,990,000円)及び直織装置(4,200,000円)について、使用がなされておらず、今後も使用する見込みはないにもかかわらず、必要な手続がなされていなかった。

(総合教育センター)

(2) 講じた措置の内容

沖縄県財務規則に基づき、廃棄処分を行った。

7 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

非特定用途防火対象物については、消防計画に基づき消火、通報及び避難訓練を実施しなければならないが、寄宿舎について消防計画に記載がされていなかった。

(北山高等学校)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、寄宿舎の消火、通報及び避難訓練に関する事項を消防計画に記載し、平成28年6月2日に訓練を実施した。

【警察本部】

1 経済性に欠けるもの

(1) 指摘の内容

同一車両のエンジンオイルとオイルフィルターの交換が短期間（7日後）に行われており不経済な支出（8,640円）となっていた。（浦添警察署）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めている。

2 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

猟銃等講習受講手数料2件（6,000円）及び猟銃用火薬譲受許可申請手数料1件（2,400円）の合計3件（8,400円）の証紙が収納漏れとなっていた。（糸満警察署）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、収納漏れのあった申請者から各納付額に相当する額の証紙を徴収した。

3 その他支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

土地家屋調査士への委託料の支払いに当たって、所得税等を源泉徴収せずに支払っていた。

（本部警察署）

(2) 講じた措置の内容

納入通知書で所得税分を県に納入してもらい、所得税法（昭和40年法律第33号）等に基づいた会計処理を行った。

4 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

クーラー設置取付修繕（237,600円）について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いづれの手続もされていなかった。（豊見城警察署）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則に基づき、適正な事務処理に努めている。

<工事等に関する事項>

（平成26年度監査結果報告分）

1 建物の安全確保について追加対策の検討が必要なもの

(1) 指摘の内容

建物新築工事において、2階、3階に植栽のためのバルコニーが設置されている。

このバルコニーは、植栽の管理を行う者のみが作業を行うために利用する場所となっている。

しかし、バルコニーに設置された転落防止用横桟は1本のみであるため、今後の維持管理作業を含めた安全確保について、設備の見直し又は安全面での追加対策を検討していただきたい。

（施設建築課）

(2) 講じた措置の内容

安全面での追加対策として、手摺にワイヤーメッシュを取り付け、安全確保を図った。

（平成27年度監査結果報告分）

1 特記仕様書について

(1) 指摘の内容

特記仕様書は、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書であり重要なものである。

この特記仕様書については、各部局とも標準的なひな型に合わせて作成しているが、対象工事に不必要な内容まで記載されていたり、対象工事に必要な施工条件を明示すべきところが明示されていなかったりといったことが見受けられる。

特記事項の適否を常に点検し、当該工事に適合した特記仕様書となるよう徹底していただきたい。

（農林水産部 土木建築部 企業局 共通事項）

(2) 講じた措置の内容

当該工事の特記事項内容を再度点検し、繰返しの指摘とならないよう、文書や研修等により関係職員への周知を徹底し、発注関係事務の適切な実施に努めている。

2 工事施工中の安全管理に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

雑石積工の施工に際し吊荷の直下に作業者を配置していたり、合図者がいなかった。また、資材荷下ろし作業に際し振れ止め対策網を使用しないなどの不安全作業が見受けられた。工事施工中の重大事故を防止するためには、施工者に対する安全意識の向上を促す必要がある。今後の工事施工中の安全管理には注意していただきたい。(北部農林水産振興センター及び南部農林土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、作業の安全確保について施工者への周知・指導を徹底している。

3 施設の改修が必要なもの

(1) 指摘の内容

耕土流出防止対策工事において、水兼道路横に設置された集水枡が大きな開口部となっていたことから、車両や歩行者に対する安全対策を講じていただきたい。

また、流入部の排水溝における水路断面がコンクリート製蓋で断面がふさがれているので、所定の断面を確保するように改善されたい。(八重山農林水産振興センター)

(2) 講じた措置の内容

集水枡が大きな開口部となっていた箇所については、排水機能を維持しつつ開口部を塞ぐようグレーチングなどを用いて対策した。また、流入排水路については排水断面を確保するようコンクリートにより改良し断面を確保した。

4 建物の設計・計画について検討を要するもの

(1) 指摘の内容

建物新築工事において、建物全体のコンクリート強度の設定に対して、屋上防水仕様や外壁のひび割れ防止対策などで耐久性におけるバランスが取れていない状況が見られた。計画・設計においては、建物全体に共通した設計の考え方を重視していくよう検討していただきたい。(施設建築課)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、建物の計画・設計に当たっては、建物全体のコンクリート強度とその他材料等の耐久性のバランスを検討して事業を進めている。

5 調査・設計について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

橋梁補修工事において、既存塗膜の分析を事前に実施せず発注したため、発注後に受注者による調査を行ったところ、塗膜に鉛が含まれていることが判明した。このため、鉛中毒予防規則(昭和47年労働省令第37号)に基づく作業時の安全対策及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく特別管理産業廃棄物の処分が必要になり、工期の延期が生じていた。

事前調査のあり方について、十分な検討を行い、今後に向けて改善していただきたい。

(南部土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、塗装塗替えを行う橋梁補修については、設計時において、塗装分析を行い、工事発注後における大幅な変更が生じないように改善に努めている。

第2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(平成24年度財政的援助団体等監査結果報告分)

1 公の施設の管理に関するもの

(1) 指摘の内容

沖縄熱帯植物管理株式会社では、沖縄県民の森の指定管理運営において、基本協定書第18条に基づき、消防法に規定された防火管理者の選任・届出、消防計画の作成及び消防訓練の実施等、防火管理上必要な業務を行っていなかった。(農林水産部所管)

(2) 講じた改善措置の内容

沖縄熱帯植物管理株式会社に対し、消防法に基づく防火管理者の選任・届出等を行うよう指導した。同団体においては、平成26年度に防火管理者を選任したが、届出がなされておらず、消防計画の作成等についても実施されないまま、指定管理期間が終了した。

なお、平成27年度から指定管理を受けた沖縄北部森林組合においては、適切な指導のもと、平成27年5月1日に防火管理者選任届出書及び消防計画作成届出書を金武地区消防衛生組合消防長に提出した。

また、平成28年5月18日に消防訓練実施届出書を同消防長に提出し、平成28年6月2日に消火訓練、平成28年9月8日に総合訓練（初期消火、通報等）を実施した。

（平成27年度財政的援助団体等監査結果報告分）

1 会計事務等に関するもの

(1) 指摘の内容

ア 会計事務の改善を要するもの

(7) 社会医療法人仁愛会浦添総合病院では、補助事業に係る委託契約において、契約締結日が平成27年8月4日となっているが、委託契約期間が平成27年6月30日から同年9月30日までとなっていた。

また、契約変更を行わないまま平成28年3月26日付けで納品がなされていた。

（保健医療部所管）

(8) 公益財団法人沖縄県体育協会では、加盟団体への競技力向上対策事業補助金の交付に当たり、交付申請が事業の着手後又は完了後になされているものが多数あった。

（文化観光スポーツ部所管）

(9) 公益財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団では、助成金（学生芸術活動助成事業）の交付に当たり、107,000円の交付申請に対し適正な手続を経ることなく200,000円が交付されていた。

（文化観光スポーツ部所管）

イ 徴収に努力を要するもの

公益財団法人国際交流・人材育成財団では、高等学校奨学事業費補助に係る平成27年度末の収入未済額が、前年度に比べ2,808,460円増加し、16,996,345円となっていた。

また、高等学校等育英奨学事業費補助に係る平成27年度末の収入未済額が、前年度に比べ15,138,904円増加し、64,430,800円となっていた。

（教育委員会所管）

(2) 講じた改善措置の内容

ア 社会医療法人仁愛会浦添総合病院に対し、契約事務に関して適正に処理するよう指導した。同団体では、複数で書類をチェックする等、契約事務の適正な処理に努めている。

イ 公益財団法人沖縄県体育協会に対し、競技力向上対策事業補助金交付要綱に基づき、提出期限の徹底など、適正に処理するよう指導を強化した。

同団体では、各競技団体に対し周知を図るとともに、事務に関する不備が無いよう、チェック体制を強化し、再発防止に努めている。

ウ 公益財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団に対し、今後は沖縄県立芸術大学の芸術文化活動助成事業に係る募集要項に基づき、適正に処理するよう指導した。同団体では、このことを踏まえ、手続に不備がないよう、チェック体制を強化し、再発防止に努めている。

エ 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団に対し、適正な債権管理に向けて、返還率向上に必要な各種対策の強化に努めるよう指導した。同団体では、平成29年度奨学金採用者から、貸付時に作成する誓約書等に滞納時の資産調査に対する同意文書を追加し、返還義務に対する意識の向上を図ることとしている。また、文書での督促、コールセンターによる返還案内及びサービスの活用による回収などの取組により未収金の縮減に努めていくこととしている。

2 公の施設の管理に関するもの

(1) 指摘の内容

ア 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会が指定管理運営する沖縄県総合福祉センターでは、施設の鋼材屋根から鉄片がはく離・下落し、その一部が立入禁止とされていた。所管部局における予算措置に時間を要したため、長期間にわたって利便性が低下した状態が続いていた。

（子ども生活福祉部所管）

イ 株式会社T・K企画では、金武湾港宇堅海浜公園の指定管理運営において、指定管理業務とその他事業の経理が区分されておらず、また収支報告書の根拠となる元帳及び証拠書類が保管されていないなど、著しく不適切な会計処理となっていた。

さらに、行政財産の目的外使用許可の権限を有しないにもかかわらず、県の許可を受けることな

く自動販売機の設置契約を締結していた。(土木建築部所管)

ウ 住宅情報センター株式会社では、県営住宅（宮古、八重山地区）の指定管理運営において、事業報告書の委託料精算書等が実際の執行額及び経費区分と異なる記載となっていた。

(土木建築部所管)

エ 一般財団法人沖縄美ら島財団では、名護青少年の家の指定管理運営において、受入現金を1箇月近く事務所で保管していた。(教育委員会所管)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 平成29年3月31日に修繕工事が完了したことにより立入禁止が解除された。

イ 株式会社T・K企画に対し、会計処理を適切に行うよう指導した。同団体では、指定管理業務と他の業務の会計区分を明確にし、会計証拠書類等を適切に保管するなど、会計処理方法の改善を行った。

また、自動販売機の設置について、海岸法（昭和31年法律第101号）及び沖縄県海岸管理規則（昭和58年沖縄県規則第19号）に基づく占用許可を申請するよう指導した。同団体は、県に海岸保全区域等占用許可申請書を提出し、平成29年4月1日付けで許可を得た。

ウ 住宅情報センター株式会社に対し、適正に報告を行うよう指導した。同団体では当該事業報告書の訂正を行い、適正な事務処理に努めている。

エ 一般財団法人沖縄美ら島財団に対し、現金取扱要領を作成するよう指導した。同団体は「沖縄県立名護青少年の家現金取扱要領」を定め、収納金は1週間に1回以上指定銀行口座に入金することとした。

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第71号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年6月20日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 南城都市計画道路事業3・4・1号南部東道路
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿	実測		
南城市大里字大城平田原	236番1	畑	25	25.74	25.74	

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
所有者不明ただし、登記名義人亡 城間カマド相続人普天間初江 又は 宮城茂子 又は 宮城武斉 又は 身元不明遺言受遺者 若しくはその相続人	南城市大里字大城1026番地 南城市大里字大城308番地2 南城市大里字大城308番地2 住所不明 住所不明

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年6月8日

沖縄県収用委員会告示第72号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年6月20日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道331号津波古地区安全対策事業（沖縄県南城市佐敷津波古垣元原地内から同市佐敷津波古東原地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
南城市佐敷津波古垣元原	566番	畑	宅地	2,471	2,467.97	1.05	注
南城市佐敷津波古垣元原	567番	宅地	宅地	138.49	137.48	137.48	

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のK230G、K3、L32、K5及びK230Gの各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
山城正和	南城市佐敷津波古566番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年6月8日

沖縄県収用委員会告示第73号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年6月20日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道331号津波古地区安全対策事業（沖縄県南城市佐敷津波古垣元原地内から同市佐敷津波古東原地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	備考
			登記簿	実測		
南城市佐敷津波古垣元原	568番、566番、564番2、564番4、564番5、981番5、565番4、565番、565番3、574番1、567番、569番及び568番1に囲まれた里道	—	—	123.78	104.85	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のK260、K261、K259、K244、K230G、K5、HK1、TK202T、TK213、TK229、TK242、K258及びK260の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
南城市 南城市長 古謝景春	南城市玉城字富里143番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
山城正和	南城市佐敷字津波古566番地	不明

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年6月8日

沖縄県収用委員会告示第74号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年6月20日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道331号津波古地区安全対策事業（沖縄県南城市佐敷字津波古垣元原地内から同市佐敷字津波古東原地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	備考
			登記簿	実測		
南城市佐敷字津波古垣元原	564番2	畑	687	687.85	15.11	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のK244、NO.29+3.42L、L33、K3、K230G及びK244の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
町田明	南城市佐敷字新里365番地2

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年6月8日

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 国際印刷
〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号